

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年2月3日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

令和3年度世田谷区地域外来検査センターCT撮影業務委託

#### (2) 目的

区では新型コロナウイルス感染疑いのため、世田谷区の地域外来検査センターに検査を受けに来た患者に対し、PCR検査を実施しているが、患者の状況によってはCTの撮影を通じて、身体の状態をより詳細に確認することが必要な場合がある。当該業務はそうした患者に対するCTの撮影を通じて、新型コロナウイルスの感染確認に寄与するものである。

#### (3) 実施内容

新型コロナウイルス感染疑いのため、世田谷区の地域外来検査センターに検査に来た患者に対し、当該検査センターの医師等よりCTの撮影依頼があった場合に、CTの撮影及びCT画像の電子媒体等への保存などの、必要な業務を行う。

#### (4) 履行期間(予定)

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの

毎週月曜日から金曜日 12時30分から20時00分(休憩45分を含む)

新型コロナウイルスの感染状況によっては、この間の履行状況が良好な場合に限り、契約期間を令和4年3月31日まで延長する。

### 2 参加資格

これまでに、官公庁などの地域外来検査センターで同様の業務を受託した実績があり、業務を履行するにあたって、当該地域外来検査センターに専任して業務を履行できる放射線技師を複数名配置することができる法人であり、次に掲げる全ての事項に該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同上第2項による措置を受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日23世経理第709号)に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 労働関係法令に違反していないこと。

### 3 提案書等の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

### 4 提案書等を特定するための評価基準

- (1) 本件に類似・関連する事業の実績
- (2) 専門的知識に基づく提案内容の具体性

( 3 ) 実施体制

( 4 ) 見積金額の妥当性

## 5 手続き等

### ( 1 ) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

世田谷区保健福祉政策部保健医療福祉推進課 事業担当

( 世田谷区役所第 2 庁舎 2 階、23 番窓口 )

電話：03-5432-2649 ファクシミリ：03-5432-3017

### ( 2 ) 説明書の交付期間、及び参加表明書の提出期限

説明書交付期間：令和 3 年 2 月 3 日(水)から令和 3 年 2 月 10 日(水)午後 4 時まで

説明書交付場所：上記( 1 ) 担当部課及び区のホームページ

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/009/d00190092.html>

参加表明書提出期限：令和 3 年 2 月 10 日(水)午後 4 時まで

提出先：上記(1)担当部課

提出方法：持参または郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る)

### ( 3 ) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和 3 年 2 月 10 日(水)午後 4 時まで必着

場所：上記( 1 ) 担当部課

方法：持参、または郵送( 締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)

### ( 4 ) 招請通知の送付

参加表明書により参加資格の確認を行い、参加資格を確認したものについて、2 月 12 日(金)に招請通知を郵送する。

### ( 5 ) 提案書等の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和 3 年 2 月 24 日(水)午後 4 時まで必着

場所：上記( 1 ) 担当部課

方法：持参に限る

## 6 スケジュール

### ( 1 ) 選定スケジュール( 予定 )

2 月 3 日(水)	説明書交付開始、手続開始公告
2 月 10 日(水)午後 4 時	参加表明提出期限
2 月 12 日(金)	招請通知送付
~2 月 17 日(水)正午	質問書提出期限
2 月 18 日(木)	質問回答
2 月 24 日(水)午後 4 時	提案書等提出期限
3 月 1 日(月)	選定委員会開催
3 月 3 日(水)	選定結果公表
4 月 1 日(木)	契約締結

### ( 2 ) 業務スケジュール( 予定 )

3 月 8 日

~3 月 31 日 業務引継ぎ

4月1日 業務履行

4月1日より業務を円滑に履行するため、3月8日以降、現在業務を受託している業者との間で引継ぎを行うこと。(最低3週間)また、その間の人件費等の費用についてはすべて提案者側の負担とする。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)担当部課に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。
- (11) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (12) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (13) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (14) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (15) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (16) 提案書の提出後に2.参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (17) 障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」(別紙)を遵守すること。
- (18) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (19) 当該業務の委託契約の締結は令和3年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。